

意見番号	意見の分類 (該当のページ, 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	【1ページ】 第1 はじめに 10行目	(問題児の年齢は分りませんが,) 保育所や幼稚園などは含まれないのでしょうか。	本基本方針は、平成25年6月に公布された国の法令「いじめ防止対策推進法」を参酌して作成するものです。「いじめ防止対策推進法」においては、第1章第2条2項において、学校を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と定義しておりますので、川西市として策定する本基本方針においても、本市の小学校、中学校、特別支援学校を対象とすることといたしました。	A-1
2	【1ページ】 第1-1 いじめの防止等の 対策に関する基本 理念 24行目	「開発的指導」とありますが、開発の言葉には、何かハードのイメージが強く、違和感があります。例えば、総合的か、総体的、全体的、創造的などは如何でしょうか。	「開発的生徒指導」とは、生徒の良さを伸ばす生徒指導という意味で、教育関係者や教育機関等の中で広く使用されております。文部科学省が、教職員向けに生徒指導の基本書として作成した「生徒指導提要」にも「いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実」(174ページ)という文言で紹介されております。	A-2
3	【3ページ】 第1章 2 いじめの定義 3 いじめの基本認 識	教師がいじめた場合の項目を明確に作り、その対策を具体的に明記する。	国の「いじめ防止対策推進法」においては、第1章第2条1項において、「いじめ」を児童生徒から児童生徒への行為と定義しております。そのため、本基本方針もその定義に基づき作成しております。しかしながら、おとなとして、いじめの問題に対峙する姿勢は非常に重要であると考えており、正しい認識に基づいたおとなの行動が必要不可欠であると認識しております。ご意見を踏まえ第1-1いじめ防止等に関する基本理念に「また、子どもたちを育むおとな一人ひとりが、いじめやいじめを生み出す様々な問題について高い規範意識を持って行動するとともに、その防止や解決のために毅然とした態度で取り組むことが求められる。」と追加いたしました。	C-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ, 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
4	【3ページ】 第1 - 3 いじめの基本認識 3 1 行目	「それぞれの役割を果たし」については、もっともですが、地域では、いざどんな役割が果たせるのかと考えますと、けんかを注意する、異常の発見時に保護者や学校などへの通報、保護者と連携するしか思いつきません。何か例示があると参考になり良いかと思えます。	6 ページ 9 家庭や地域との連携でも述べているとおり、いじめを防止するためには、児童生徒の見守りや居場所づくりなど、家庭や地域の協力が不可欠です。具体例の提示はいたしません、その方法はそれぞれの立場によって異なるとの考えから、それぞれの立場でできることをお願いしたいと考えております。	A-3
5	【5～6ページ】 第1章 6～12項	「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早期対応」に、教師が虐めている場合、教師の指導能力が欠如している場合に対応が可能なのかとの疑問を持ちました。	いじめの防止等を推進していくためには、教職員の資質向上が不可欠であると考えますので、研修等を通して、教職員の人権意識やいじめへの対応力の向上を組織的に図ってまいります。また学校いじめ対応チームによって組織的に対応することで、適切な対応に努めてまいります。	B-1
6	【6ページ】 第1 9 家庭や地域との 連携	学校訪問パトロール隊の設置を明記する。 公募によるパトロール隊で学校訪問と校内巡視を行う。	学校では、教職員が組織的に子どもたちを見守っているとともに、補導委員の方や、PTAの愛護部をはじめとする関係者の方々による子どもたちの見守りも行われています。今後も、学校や地域の中で地域の特性に合った実践がなされていくものと考えております。	C-5
7	【7ページ】 第2 - 1 (1) ア いじめ防止基本方針の策定 5 行目	「策定する。」の末尾に(本書)を追加し、この基本方針の位置づけを明確化した方がよいかと思えますが、蛇足でしょうか。	いじめ防止基本方針の策定について、地方公共団体については、努力義務となっていることから、本市では、「策定する」と明記したものです。本書の名称については表紙に明記しておりますので、原案のとおりといたします。	A-4

意見 番号	意見の分類 (該当のページ, 項 目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	【7ページ】 第2-1(1)イ (ウ)川西市は... 12行目	「付属機関として,」の次に「平成10年4月に」を挿入しオンブズパーソン任命 時期の明示をされたらどうでしょうか。	ご意見を踏まえ, オンブズパーソンについての記載をより 明確化するためにも, 注釈として, 「川西市子どもの 人権オンブズパーソン制度は, 平成11年4月から運用 を開始しました。」と追加いたします。	A-5
9	【7ページ】 第2-1(2) いじめの防止等 のために教育委員会 が実施すべき施策	校長が対策をとらず報告もしないで隠ぺいする場合の対策を具体的に明記する。	学校のいじめの防止等に対する取り組みについては, 「学校いじめ防止基本方針」に基づき, 全教職員の意識 を高めながら組織的に行っています。また, 学校現場で 発生した事案に応じて, 教育委員会が指導や支援をして おります。 相談については教育委員会が窓口となり相談に応じてお りますが, 本市には子どもの人権擁護救済のための第三 者機関である, 子どもの人権オンブズパーソンがあり, 誰もが相談できる環境を整えております。	C-2
10	【7ページ】 第2-1(2) いじめの防止等 のために教育委員会 が実施すべき施策	教職員の人権意識の向上と守秘義務の徹底をはかる項目を具体的に明記する。	7ページ第2-1(2)において, 「広く関係機関等と連 携して, 教職員に対するいじめの防止等のための対策に 関する研修の充実と, それを通じて教職員の資質能力の 向上を図り, 専門的な知識に基づき適切な対応が行われ るようにする。」と記載しており, 研修の充実による教 職員の資質向上を謳っております。	C-4
11	【9ページ】 第2-2(1) 学校いじめ基本方 針の策定 18行目	「保護者, 地域住民等」に「学校評議委員会」を挿入例示されたらと思いま すが。	ご意見を踏まえ, 「児童生徒, 保護者, 学校評議員をは じめとする地域住民等の意見を取り入れるよう留意す る。」と改めました。	A-6

意見番号	意見の分類 (該当のページ, 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	【9ページ】 第2-2(2)イ いじめ対応チーム の構成	学校の「いじめ対応チーム」の構成員に、学校ごとにスクールカウンセラーが加わることを希望します。	9ページ第2-2(2)イにおいては、いじめ対応チームの構成員として、スクールカウンセラーを明記しております。	D-1
13	【10ページ】 第2-2(3)ア いじめの未然防止 に向けた対策 12行目	「(自己)有用感」は「自己有用感」とし、P5-12行目と突合せればどうでしょうか。	ご意見のとおり、本基本方針内での整合性や読みやすさを向上させるために、「自己有用感」の表記に改めます。	A-7
14	【11ページ】 第2-2(3)ウ いじめ解消に向け たシステムの構築	他の教職員(特に同学年, 学年付専科, 養護教諭等)が傍観者になることは、いじめる側にまわって子どもを追いつめていることを認識させる項目をつくる。	教職員がいじめを見逃さず、解消に向けて、積極的に関わるために、本基本方針においても、10ページ第2-2(3)アにおいて、「教職員のいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢が弱体化せぬよう、自己点検, 研修に努める」としてあります。	C-3
15	【13ページ】 第2-3(3) 重大事態の調査 10行目	「調査組織とするか」の次に「また, 対外的な公表やマスコミ取材対応をどうするかなど」を挿入する必要性はないでしょうか。万一の重大事態には, 取材攻勢に遭うことが明白です。その緊急体制の備えが緊要でもあります。	本基本方針は、いじめ防止等に関する基本的な考え方や姿勢について記載するものですので、原案のとおりいたします。	A-8

意見 番号	意見の分類 (該当のページ, 項 目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
16	【14ページ】 第2 - 3 (4)イ 調査結果の報告 22行目	「市長に報告する。」とありますが, その他の関係者もあろうかと思しますので 「市長等」ではないでしょうか。	「いじめ防止対策推進法」において, 調査結果は, 教育委員会によって市長に報告するとされ, 国の基本方針において, 児童生徒又はその保護者の所見は, 希望により, 調査結果の報告に添えて市長等へ送付することとなっておりますので, 14ページ22行目の文言は「市長」のままとし, 25行目の文言については, 「市長等」と改めます。	A-9